

土地の課税標準額が上がったのは、「負担調整」といってバブル期に土地の評価額が急騰したときに、これに合わせて土地の課税標準額も上げてしまおうと税負担が大変なので徐々に上げていくという措置を講じているためです。

一方、新築住宅を建てた方は、※3年間（5年間）の税額が2分の1（120㎡まで）に軽減されています。3年（5年）経過すると、その軽減措置を受けられなくなり、軽減前の税額に戻ります。

※一般住宅は3年間該当。3階建て以上の中
高層耐火住宅等は5年間該当。

家屋を取り壊したのに税額が昨年より高くなつた方

土地の上に一定要件を満たす住宅があると、「住宅用地に対する課税標準の特例」が適用され減額されています。しかし、住宅を滅失すると、その特例の適用から外れることになり、土地の課税標準額が上がってしまうため税額が高くなる場合があります。

軽自動車税

軽自動車税は、4月1日現在の所有者（使用者）に課税されます。

軽自動車の所有者（使用者）本人やご家族に一定のしようがないがある場合は軽自動車税の減免を受けることができます。申請は納税通知書が届いてから、納期限の7日前までに手続きしてください。

また使用していない軽自動車の廃車手続きがされていない場合、軽自動車税が課税されてしまいますので早急な廃車手続きをするようお願いいたします。

後期高齢者医療保険料

後期高齢者医療保険料は、75歳以上の方と65歳以上75歳未満で一定のしようがないがある方が被保険者となって納めていた、たくもんです。

保険料の通知について仮徴収（4月、6月、8月で年金天引き）対象者の方には通知済みですが、10月以降の保険料については9月中旬に再度通知します。普通徴収（納付書で直接納める方法）対象者

の方には、6月中旬までに通知します。

特別徴収対象者の方は申し出により口座振替に切り替えることができます。

問合せ 税務課 ☎ 2513

町税等の滞納整理を強化

安平町・苫小牧市・白老町・むかわ町・厚真町・苫小牧道税事務所で構成する「東胆振地方税徴収対策本部」の設置期間を2年間延長します。

同本部は、平成21年7月1日に設置され、構成団体が共同で捜索や財産の差押えなどの滞納処分を行っています。

町では、今後も同本部と連携して滞納整理を強化し、町税等の収入確保に努めます。

胆振総合振興局からのお知らせ

今年の自動車税の納期限は5月31日です

自動車税は、毎年4月1日現在の所有（使用）者の方に納めていただく道税です。忘れずに納期限内に納めましょう。

納税通知書は、5月6日に全道一斉に発送します。納税通知書がお手元に届かない方は、胆振総合振興局へご連絡ください。

また、自動車税納税通知書に限り、コンビニエンスストア

アでのお支払いができます。連絡先

胆振総合振興局納税課
☎ 0143・24・9584

東日本大震災により被害にあわれた皆様へ

『東日本大震災』におきまして、被害にあわれた皆さまに心よりお見舞い申し上げます。災害により被害にあわれた方につきましては、被害の状況に応じて、税を減免したり、納税を猶予するなどの措置を講ずることとしています。

対象となる方は、最寄りの総合振興局、振興局又は道税事務所へご相談ください。

国土交通省

「自動車不具合情報ホットライン」のお知らせ

国土交通省では、迅速なりコールの実施やリコール隠し等の防止のため、「自動車不具合ホットライン」を通じて皆さまのお車に発生した不具合情報を収集しています。お車に不具合が発生した際には情報をお寄せください。

なお、メーカー・販売店とのトラブルの解決、故障の修理など個人的な相談をする窓口ではありません。

ホットライン受付

フリーダイヤル ☎ 0120 - 744 - 960

（平日9時30分～12時、13時～17時30分）

自動音声受付 ☎ 03 - 3580 - 4434

年中無休 24時間対応

ホームページ <http://www.mlit.go.jp/RJ/>

問合せ 北海道運輸局室蘭運輸支局

☎ 0143 - 44 - 3013